

議第61号

平成30年度

一般会計補正予算書
(第2号)

檣原市

平成30年度樫原市一般会計補正予算（第2号）

平成30年度樫原市の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ100,568千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ42,401,319千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の追加と変更は、「第3表地方債補正」による。

平成30年9月5日提出

樫原市長 森下 豊

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
13 国庫支出金		千円 6,684,463	千円 1,188	千円 6,685,651
	2 国庫補助金	1,019,521	1,188	1,020,709
14 県支出金		2,651,199	2,000	2,653,199
	2 県補助金	565,694	2,000	567,694
17 繰入金		574,314	12,215	586,529
	2 基金繰入金	539,372	12,215	551,587
18 繰越金		90,751	38,265	129,016
	1 繰越金	90,751	38,265	129,016
20 市債		3,291,200	46,900	3,338,100
	1 市債	3,291,200	46,900	3,338,100
歳 入 合 計		42,300,751	100,568	42,401,319

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		千円 5,425,468	千円 39,233	千円 5,464,701
	1 総務管理費	4,568,075	39,233	4,607,308
3 民生費		17,263,113	10,669	17,273,782
	1 社会福祉費	7,816,901	5,009	7,821,910
	2 児童福祉費	6,394,365	3,556	6,397,921
	3 生活保護費	3,051,547	2,104	3,053,651
8 土木費		4,210,400	22,272	4,232,672
	1 土木管理費	247,254	6,000	253,254
	4 都市計画費	2,613,393	16,272	2,629,665
10 教育費		3,969,245	28,394	3,997,639
	2 小学校費	603,697	12,196	615,893
	3 中学校費	610,589	15,126	625,715
	4 幼稚園費	320,890	1,072	321,962
歳 出	合 計	42,300,751	100,568	42,401,319

第2表 債務負担行為補正

(追加)

事 項	期 間	限度額
		千円
人事給与等総合システム賃貸借事業	平成 30 年度から 平成 36 年度まで	72,500
福祉センターやわらぎの郷 指定管理業務委託事業	平成 30 年度から 平成 35 年度まで	425,000
子ども・子育て支援事業計画 策定業務委託事業	平成 30 年度から 平成 31 年度まで	2,800
A L T派遣業務委託事業	平成 30 年度から 平成 31 年度まで	23,814

第3表 地方債補正

(追加)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
	千円			
公共施設整備事業	17,500	普通貸借 又は 証券発行	5.0% 以 内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 政府資金及び 地方公共団体 金融機構資金 について、利 率の見直しを 行った後にお いては、当該 見直し後の利 率)	政府資金に ついては、そ の融資条件に より、銀行そ の他の場合に はその債権者 との協定によ るものとする。 ただし、市 財政の都合に より据置期間 及び償還期間 を短縮し、又 は繰上償還も しくは低利に 借換えること ができる。
自転車駐車場整備事業	2,000	〃	〃	〃

(変更)

補 正 前				
起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
都市公園事業	千円 275, 200	普通貸借 又は 証券発行	5. 0 % 以 内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 政府資金及び 地方公共団体 金融機構資金 について、利 率の見直しを 行った後にお いては、当該 見直し後の利 率)	政府資金に ついては、そ の融資条件に より、銀行そ の他の場合に はその債権者 との協定によ るものとする。 ただし、市 財政の都合に より据置期間 及び償還期間 を短縮し、又 は繰上償還も しくは低利に 借換えること ができる。
小学校施設整備事業	83, 300	〃	〃	〃
中学校施設整備事業	109, 100	〃	〃	〃

補 正 後				
起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
都市公園事業	千円 284, 100	普通貸借 又は 証券発行	5. 0 % 以 内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 政府資金及び 地方公共団体 金融機構資金 について、利 率の見直しを 行った後にお いては、当該 見直し後の利 率)	政府資金に ついては、そ の融資条件に より、銀行そ の他の場合に はその債権者 との協定によ るものとする。 ただし、市 財政の都合に より据置期間 及び償還期間 を短縮し、又 は繰上償還も しくは低利に 借換えること ができる。
小学校施設整備事業	91, 100	〃	〃	〃
中学校施設整備事業	119, 800	〃	〃	〃

